

## 令和 8 年度サービス付き高齢者向け住宅実態調査 記入にあたっての注意事項 及び Q & A

- 本調査票は、令和 8 年 7 月 1 日時点で「サービス付き高齢者向け住宅」に登録され、開設している住宅事業者の方を対象にしています。  
調査時点で、住宅を開設していない等、調査対象になるかについて疑義がある場合は、下記「問い合わせ先」まで、電話又は電子メールにてご連絡ください。
- 調査票は登録事業者様にお答えいただく前半部と、状況把握及び生活相談サービスを行う職員様にお答えいただく後半部に分かれております。両者でご協力の上、ご回答くださいますようお願いいたします。
- サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムの登録情報及び運営情報についても内容を確認し、実態調査票の回答内容と相違がないようにしてください。  
登録内容に変更がある場合は、別途登録の変更届出を東京都福祉保健財団に行ってください。
- ご記入いただいた内容は、東京都が実施するサービス付き高齢者向け住宅の立入検査のための基礎資料として使用しますので、正確にご記入ください。
- 後日、本調査の回答内容について確認を取らせていただく場合がございます。ご了承ください。
- 回答の仕方が分からない時などの問い合わせは、下記「問い合わせ先」まで、電話又は電子メールにてお問い合わせください。
- よくあるご質問について、以下の Q & A をご覧ください。

### 問 1 この調査の目的はなにか。

答 1 登録事項等の現状確認のため、年 1 回実施する定期報告であり、主に東京都が実施する立入検査のための基礎資料として使用します。なお、実施根拠については、「令和 8 年度サービス付き高齢者向け住宅実態調査について（依頼）」をご参照ください。

### 問 2 この調査の回答を拒否できるのか。

答 2 罰則はありませんが、登録権者である東京都への法定の報告であり、立入検査にも支障を来すことになるので、ご回答くださいますようお願いいたします。

### 問 3 昨年度の調査には回答している。その回答をもって、本調査の回答に代えられないか。

答 3 昨年度分の調査のご回答をもって、令和 8 年度の調査である本調査のご回答としていただくことはできません。昨年度と同じ調査内容の部分についても、あらためて令和 8 年 7 月 1 日時点でご確認いただき、ご回答くださいますようお願いいたします。

### 問 4 東京都福祉局から「有料老人ホームに係る報告の徴収について（依頼）」（以下「報告徴収」）という依頼が届いており、入居契約重要事項説明書等の提出を求められている。この調査との関係はどうか。

答 4 報告徴収は、平成 30 年 3 月 30 日付け老高発 0330 第 3 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」に基づいて実施しているものです。本調査とは異なるものであり、有料老人ホームに該当する住宅は、どちらも提出が必要になります。

同時期にご提出をお願いすることとなり、お忙しいところ恐縮ですが、ご協力くださいますようお願いいたします。

問 5 東京都福祉局から「サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携のチェックリストの提出について（依頼）」（以下「チェックリストの提出依頼」という依頼が届いており、チェックリストの提出を求められている。この調査との関係はどうか。

答 5 チェックリストの提出依頼は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 24 条に定める報告の一つとして東京都福祉局において別途実施しているものであり、本調査とは異なるものとなります。医療・介護事業所と連携しているサービス付き高齢者向け住宅につきましては、どちらも提出が必要となります。

同時期にご提出をお願いすることとなり、お忙しいところ恐縮ですが、ご協力くださいますようお願いいたします。

問 6 あらためて調べなければ分からない質問はどうするのか。

答 6 大変お手数ですが、できるだけお調べいただきご回答くださいますようお願いいたします。

問 7 調査票の 1 枚目に「登録事業者」と「状況把握及び生活相談サービスを行う職員」の担当者名等を記入する欄があるが、どちらか 1 者で回答を作成できる場合でも、2 者で分ける必要があるか。

答 7 回答作成に支障が無い場合は、どちらか単独で回答していただいて結構です。

問 8 調査票の問 1 の開設日はいつの時点に記載したらよいのか。

答 8 平成 27 年度以降に住宅を開設した場合にあっては、住所地特例の指定開始日として通知された月を記載するのも一例です。

## ■ お問い合わせ先 ■

### ●前半の内容（問 1～問 19）について

東京都 住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課 高齢者住宅担当

TEL : 03-5320-4947 (直通)

メール: [S1090502@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1090502@section.metro.tokyo.jp)

### ●作成・提出全般及び後半の内容（問 20～問 38）について

東京都 福祉局 高齢者施策推進部 在宅支援課 高齢者住宅担当

TEL : 03-5320-4273 (直通)

メール: [ml-houkokusatsuki@section.metro.tokyo.jp](mailto:ml-houkokusatsuki@section.metro.tokyo.jp)